

答申第13号ないし答申第16号

平成31年2月5日

行田市長 工藤 正司 様

行田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 町田 知啓

答 申 書

平成30年5月28日付け行子第1800-3号及び第1801-3号並びに第1802-3号、平成30年5月25日付け行保セ第593-9号で諮問のあった件について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

行田市長（以下「実施機関」という。）が、別表に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして非公開とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求に係る経緯

- 1 審査請求人は、文書1は平成29年6月6日付け、文書2は平成29年6月16日付け、文書3は平成29年7月4日付け、文書4は平成29年6月26日付けで、郵送にて、実施機関に対し、行政情報公開請求書を提出した。その内容は別表のとおりである。
- 2 実施機関は、平成29年7月3日付け行子第789号及び行子第790号、同年7月18日付け行保セ第985号並びに同年7月11日付け行子第951号により、文書1ないし文書4は不存在であることを理由として非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に対して通知した。
- 3 平成29年7月21日、同年8月1日及び同年8月14日に、審査請求人から、郵送にて、平成29年7月20日付け、同年7月30日及び同年8月

14日付けで審査請求書の提出があった。

- 4 実施機関は、平成30年5月28日付け行子第1800-3号、同1801-3号及び第1802-3号並びに平成30年5月25日付け行保セ第593-9号により当審査会に対して諮問をした。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象文書の公開を求めるものである。

第4 審査請求人の主張要旨

省略

第5 実施機関の主張要旨

省略

第6 審査会の判断

1 基本的な考え方

行田市情報公開条例（平成15年条例第21号。以下「条例」という。）の基本的理念は、市民の知る権利を尊重するとともに、実施機関が積極的に行政情報を提供することにより、市政に対する理解と信頼を深め、より公正な市政の運営を確保し、市民参加の開かれた市政の一層の推進を図り、併せて福祉の向上に寄与しようとするものである。

もっとも、条例に基づき行使できるとされている公開請求の対象は、行政情報に限られている。公開請求の対象となる行政情報は、条例第2条第2号において、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と規定されている。「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員がその職務の遂行者として公的な立場において事実上作成し、又は取得した場合をいい、「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、当該実施機関において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態のものを意味する。さらに、「当該実施機関

が保有しているもの」とは、当該実施機関の定める文書管理規程等に基づき、管理台帳等に登載されるなど一定の事務処理手続を経て、保管又は保存されているものをいう。

なお、条例第11条第2項では、「実施機関は、公開請求に係る行政情報を保有していないときは、公開をしない旨の決定をする」とされている。

2 当審査会における調査審議の手続

(1) 意見書の提出期限の設定

平成30年6月5日、審査請求人宛て、実施機関から送付された弁明書の写しを送付するとともに、意見書の提出期限を同年6月27日とする旨を書面にて通知したが、審査請求人から意見書の提出はなかった。

改めて、平成30年6月29日に、提出期限を同年7月11日に延長し、意見書の求めを書面にて通知したが、審査請求人からの提出はなかった。

(2) 審査請求人宛て質問

平成30年10月16日、行田市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第4項に基づき、審査請求人宛て、審査請求の目的について書面にて質問をしたところ、平成30年10月24日付けで回答書が提出された。

(3) 審査請求に係る手続の併合

平成31年2月5日、審理関係人が同一であり、審査請求に係る処分及び審査請求の趣旨並びに理由も同様であることから、行田市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第3条第1項に基づき、平成30年5月28日付け行子第1800-3号、第1801-3号及び第1802-3号並びに平成30年5月25日付け行保セ第593-9号に係る審査請求を併合して審議することとした。

3 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書は、子どもや家庭をめぐる問題に対し、支援するため関係機関が連携して当たった対応に係るものである。平成16年児童福祉法改正法において、関係機関等により構成された、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う、要保護児童対策地域協議会が法的に位置づけられた。同協議会の調整機関である市は、協議会の事務の総括、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関との連絡調整に関する業務を行うほか、協議会運営に関して必要な業務を行っている。すなわち、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため、求めに応じて関係機

関等に対し、資料又は情報を提供し、意見の開陳その他協力することは、当然に必要なことであると考えられる。

ここで、行田市職員服務規程（平成16年訓令第1号）第23条第1項には「職員は、出張用務を終え帰庁したときは、速やかに復命書を出張命令権者に提出しなければならない。」と規定されているものの、同項ただし書きに「軽易な事項の場合は、口頭で復命することができる。」と規定されていることからすれば、全ての出張について復命書を作成することは義務付けられておらず、復命書の作成については、当該用務の軽重に応じ個々に判断しているものと解される。

また、行田市会議録作成要綱（平成14年訓令第5号）第2条には「次に掲げる会議を開催したときは、当該会議を所有する課等の長は、会議録を作成しなければならない。」と規定されており、同条第2項では「市の施策、業務等についての調査研究、協議、提言等を行うことを目的とした会議。ただし、専ら会議の内容が連絡調整又は普及啓発を目的としたものを除く。」と規定されていることから、開催主体でなければ会議録作成は不要であり、かつ会議の内容如何によって、必ずしも会議録を作成しなければならないわけではないと解される。

然らば、本件対象文書を作成しておらず、連携した関係機関からの提供もなかった、という実施機関の説明は、不自然又は不合理であるとまではいえない。

さらに、庁内の情報共有などを目的とする会議の開催を予定していたことは事実であっても、会議が実際には開催されていない以上、実施機関の報告書、関係機関の報告書が存在しないとする説明は是認せざるを得ない。

加えて、審査請求人から、実施機関の説明に対する意見あるいは反論はなく、実施機関の説明を覆すに足りる特段の事情も存在しない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上の理由から、本件審査請求については、上述の「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第7 審査経過等

平成30年 5月25日及び28日 実施機関より諮問

10月 9日 審議

平成30年10月16日 審査請求人宛て質問書送付

平成30年10月24日 審査請求人から回答書收受

平成31年 2月 5日 審議、答申

行田市情報公開・個人情報保護審査会

会 長	町田 知啓	弁護士
副会長	青柳 卓弥	大学教授
委 員	加藤 道子	弁護士
委 員	位田 央	大学教授
委 員	大島 誠一郎	元県職員

別表

省略